

寒川町訓令第 4 号

庁 中 一 般

出先機関一般

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 28 年 9 月 27 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程を廃止する訓令

寒川町公の施設の指定管理者選定委員会規程(平成 17 年寒川町訓令第 4 号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。